

【県立高等学校・県立特別支援学校受検用】

受検生及び保護者の皆さんへ

I 検査当日について

1 次に該当する場合、当日の受検ができません。

- ① 受検当日、新型コロナウイルス感染症に罹患している者
- ② 受検日が健康観察期間にあたる濃厚接触者のうち、下記2の要件を満たしていないもの。
- ③ 受検当日、新型コロナウイルス感染症と同様の症状がある者  
(具体的な症状については「健康状態申告書」を参照すること)

2 上記②の濃厚接触者については、以下の要件を満たしていれば、受検申請ができます。

- ① 初期スクリーニング(自治体によるPCR等の検査、医療用抗原検査キットによる自己検査を含む。)の結果、陰性であること。
- ② 受検当日も無症状であること。
- ③ 公共の交通機関(バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと。(事前に受検する県立学校へ連絡し、自家用車の利用など検査場までの移動等について指示を受けること。)
- ④ 終日、別室での受検を承諾できること。

※ここでいう「濃厚接触者」には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、保健所からの連絡が感染者等から間接的に伝達された者を含みます。単に、周囲に感染者がいたというだけの場合については通常どおりの受検となります。

※上記①について、医療用抗原検査キットが入手できず、陰性確認できない場合、検査当日、発熱・咳等の症状がないことが確認できれば、別室での受検を認めます。

※海外から日本に入国して受検する場合、受検生は防疫対策として要請される事項に基づき行動することから、入国後に待機を要請され得る場合は、その期間は受検できないため、待機期間の有無を確認の上、余裕を持って入国してください。

II 検査当日までの注意点等

受検生は、次の「新しい生活様式」等の実践を心がけてください。

- ① 手洗いを徹底する。
- ② マスクを着用する。
- ③ 咳エチケットを守る。
- ④ 人込みを避ける。
- ⑤ 感染症等に関する最新の情報をチェックする。
- ⑥ 十分な睡眠と栄養バランスのとれた食事で体調を整える。
- ⑦ 健康状態の確認(検温等)を行う。

また、以下の点も確認してください。

※医療機関での受診(受検生は、検査の1週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関で受診してください。)

※予防接種(他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を検討してください。)

### **Ⅲ 検査当日における注意点**

- 1 受検当日は、マスクの着用(鼻と口の両方を確実に覆うこと)をお願いします。
- 2 受検当日の朝、各家庭において検温し、「**健康状態申告書**」に必要事項を記入の上、学校から指定された場所で提出してください。様式は、県教育委員会ホームページに掲載します。
- 3 受検当日、発熱等の症状(「**健康状態申告書**」に詳細の記載あり)があり、新型コロナウイルス感染症が疑われる受検生については、当日の受検を取りやめてください。(一般入試等追検査を希望する場合は、指定の期間内に所定の手続きをとってください。)
- 4 受検当日、明らかに激しい咳を何度もしている、発熱していると検査監督等が判断した場合には、他の受検生への配慮のため、別室へ移動して受検する場合があります。
- 5 受検当日、休憩時間や昼食時間など、検査場等の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるので、各自防寒対策をしてください。
- 6 休憩時間や昼食時間等における他の受検生との接触、会話を控えてください。
- 7 昼食は持参し、あらかじめ指示された時間・場所で食事をしてください。また、食事の後はマスクを着用してください。
- 8 受検当日の全日程終了後は、出口付近の混雑を回避するため順に退出します。退出の指示があるまで待機してください。また、検査場内ではマスク等を廃棄しないでください。会場から退出後、すぐに帰宅し、帰宅後は手や顔を洗うなど、感染症防止対策を行ってください。

### **Ⅳ その他(保健所等の行政機関への協力)**

受検終了後に、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した受検生については、速やかに受検した県立学校(連絡がとれない場合は、県立学校教育課)に連絡するとともに、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力をお願いします。